

平成30年度  
第2回 障害者総合支援法に基づく集団指導  
「監査・実地指導等における主な指摘事項」

平成30年11月29日(木)  
9時30分開始  
札幌市保健福祉局障がい福祉課  
指導担当

# 目次

## 1 実地指導における主な指摘事項

- (1) 個別支援計画の作成に関する指摘・・・P.3
- (2) 勤務体制の確保に関する指摘・・・P.6
- (3) サービス提供の記録に関するする指摘・P.10
- (4) 欠席時対応加算に関する指摘・・・P.11
- (5) 福祉・介護職員処遇改善加算に関する指摘・・・P.12
- (6) 送迎加算に関する指摘・・・P.12
- (7) 給付費算定に係る体制等に関する指摘 P.13
- (8) 虐待の禁止に関する指摘・・・P.14
- (9) 非常災害対策に関する指摘・・・P.15
- (10) 施設外就労加算に関する指摘・・・P.16

## 2 平成30年度からの見直し事項

- (1) 新設サービス・・・P.17
- (2) 報酬等に関する見直し・・・P.18

## 3 その他の留意事項

- (1) 事故報告・・・P.27
- (2) 通報・苦情、虐待の受理件数・・・P.28
- (3) 通報・苦情の主な内容・・・P.28
- (4) 監査・・・P.29
- (5) 主な監査の理由・・・P.30
- (6) 行政処分の理由・・・P.30

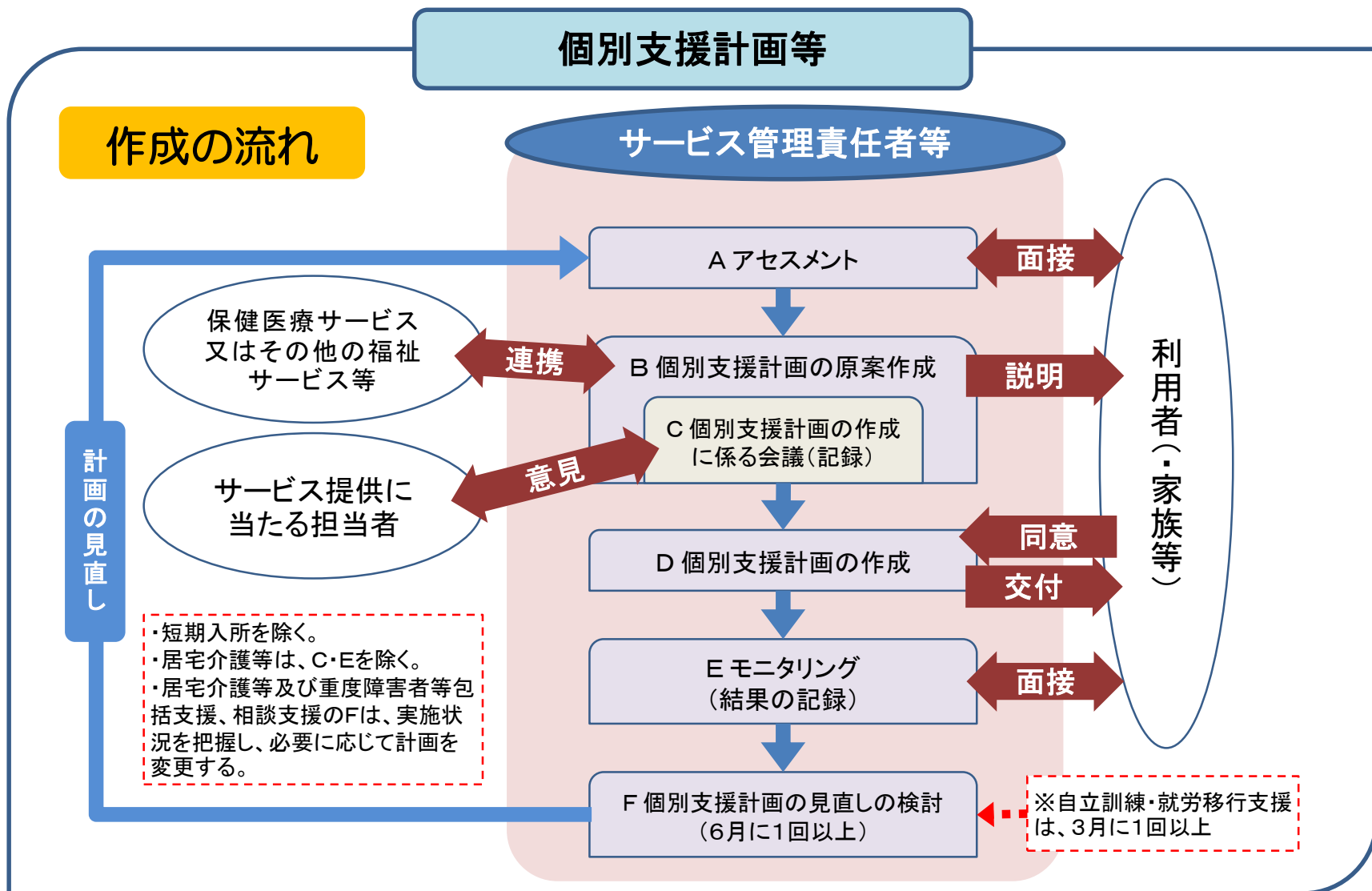
## 4 関係法令集・・・P.31

(1) 個別支援計画の作成等に関する指摘

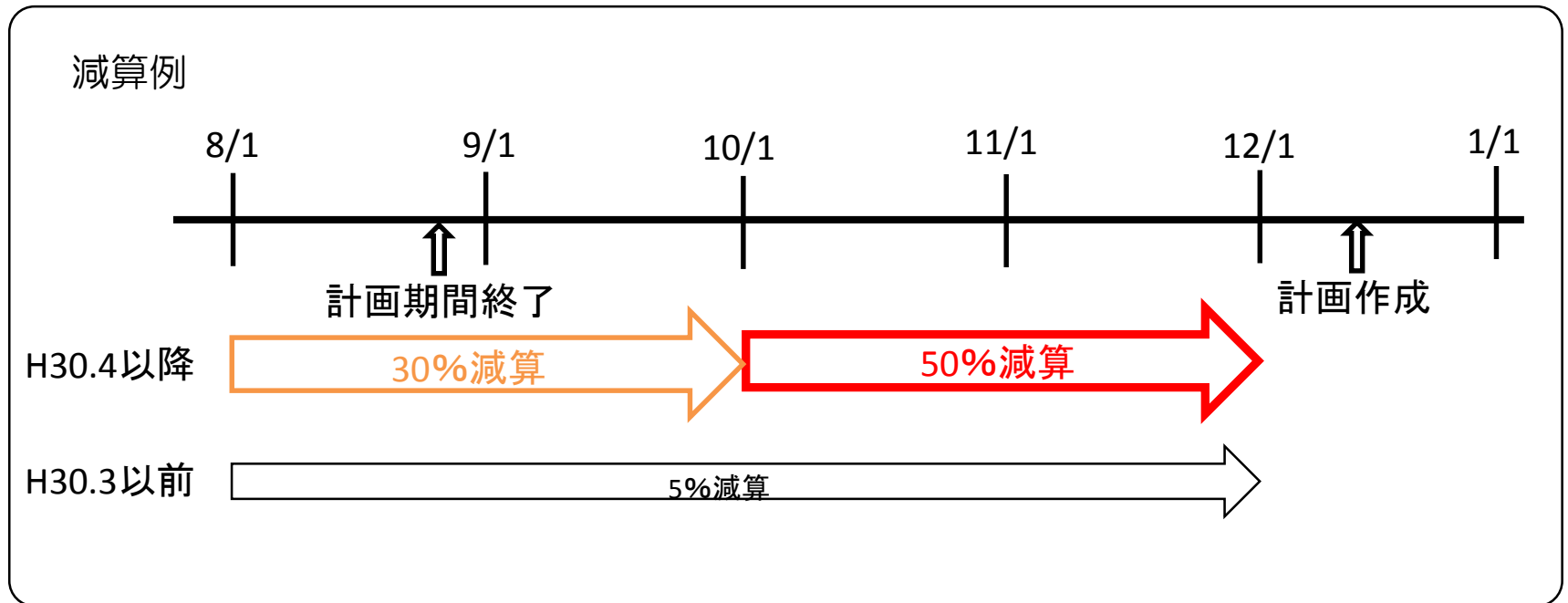
- アセスメントやモニタリングの実施が確認できない。
- 個別支援計画の原案を保管していない。
- 個別支援計画の作成に当たって、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催していない。又は会議の記録を保管していない。
- 個別支援計画について、利用者から同意を得ていない。
- 個別支援計画について、書面を交付していない。又は交付したことを確認できない。
- 6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行っていない。又は見直ししたことを確認できない。（障害児相談支援事業所は必要に応じて見直しを行う）
- サビ管以外の者が個別支援計画を作成している。
- 計画と実際のサービス内容が異なっている。

（条例第33条等）  
（基準省令第26条等）

## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項



## 個別支援計画未作成減算の見直し



- 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた当該月から30%の減算。
- 減算が適用された3月目から50%の減算。  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護は除く)

(2) 勤務体制の確保に関する指摘

- 事業所の従業者によるサービスであることを確認できない（ボランティア従事、他の事業所の従業者が従事している等）。

※従業者とは、事業者との間に雇用契約等を締結し、職務として従事する者でなければならない。（H26.11 厚労省障害福祉課見解）

- 勤務表を作成していない。または勤務表に日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載していない。
- 従業者に対する研修を実施していない。または実施した記録がない。
- 退職等で管理者、サービス管理責任者及び相談支援専門員が交代しているが届出していない。

（条例第40条等）  
（基準省令第33条等）

## 1 実地指導における主な指導事項

### 人員に関する基準

職種	配置基準	サービス内容
管理者	原則として専ら管理業務に従事する者を配置する。	全てのサービス
サービス提供責任者	1人以上配置する。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援
サービス管理責任者	1人以上配置する。	上記以外の障害福祉サービス（短期入所を除く）
相談支援専門員	1人以上配置する。	地域相談支援、計画相談支援

届出している者を変更した場合は、  
変更日から10日以内に「変更届」を事業者指定担当係に提出すること。

※人員配置の他、「運営規程」及び「協力医療機関」などを変更した場合、  
変更届の提出が必要。

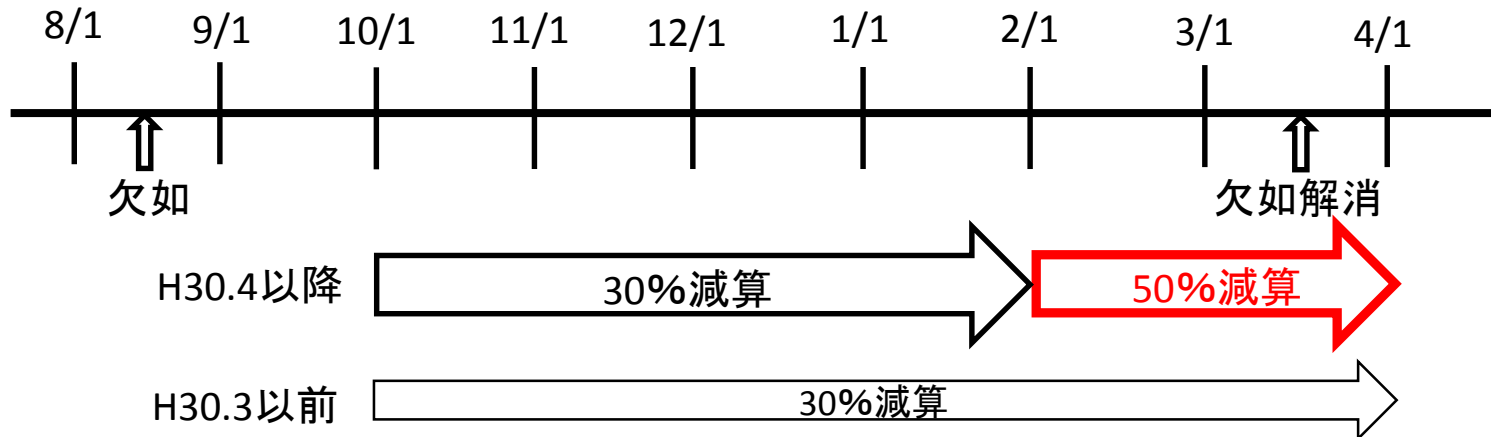
札幌市 障害 変更届

検索

職員欠如減算の見直し

減算例

- サービス管理責任者



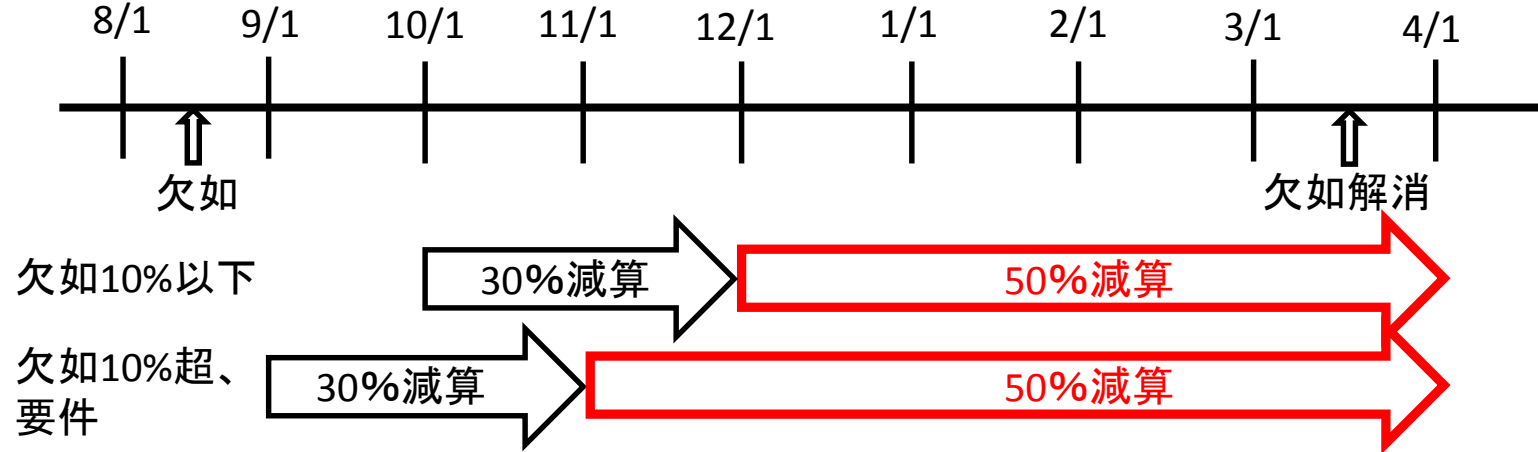
- 人員欠如になった翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算
- 減算が適用される月から4月は30%の減算。
- 減算が適用される月から連続して5月以上の月については50%減算。



職員欠如減算の見直し

減算例

- ・サビ管以外的人员



- ・人員欠如が10%以下の場合、人員欠如になった翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算。
- ・人員欠如が10%を超える場合及び常勤・専従等の員数以外の要件を見たしていない場合、人員欠如になった翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算。
- ・減算が適用される月から4月は30%の減算。
- ・減算が適用される月から連続して3月以上の月については50%減算。

### (3) サービスの提供の記録に関する指摘

- 実績記録票の記載漏れや利用者からの確認を得ていない。
- サービスを提供した際の支援内容などが確認できない。
- 実績記録票の「開始時間」「終了時間」の記載内容と支援記録や国保連の請求内容が異なっている。

(条例第26条等)

(基準省令第19条等)

#### ① サービス提供実績記録票

札幌市	サービス提供実績記録票	検索
-----	-------------	----

1. サービス提供の都度記録する
2. サービス提供の都度、利用者から確認を受ける
3. 訂正する場合は、見え消しの上、サービス提供者及び利用者双方の印を押す

療養介護、共同生活援助を除く

※ 平成30年度から、様式は大幅に変更されています

#### ② 提供したサービスの具体的内容に関する記録

##### 記載内容

1. サービスの提供日及び提供時間、2.利用者名及びサービスを提供した従業者名、
- 3.サービスの種類、4.提供した具体的なサービス内容、5.利用者の心身の状況、
- 6.その他利用者へ伝達すべき必要事項

「サービス提供記録」や「実施記録」「支援記録」などと呼ばれています。様式は任意です。

※ ①②両方の作成が必要です

#### (4) 欠席時対応加算に関する指摘

- 欠席時対応加算を算定しているが、実績記録で確認できない。利用者からの確認を得ていない。  
※ 欠席時対応加算を算定する場合は、欠席した日の実績記録票に利用者の確認印が必要です。
- 欠席時対応加算を算定しているが、欠席の連絡を受けた日時や、利用者の状況、相談援助の内容等の記録が確認できない。
- あらかじめ利用を計画していたか確認できない。

#### 欠席時対応加算の取扱

- ① あらかじめ利用を予定していた日に急病等により、その利用を中止した場合。
- ② その利用を中止した日の前々日、前日または当日に中止の連絡があった場合。
- ③ 電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該サービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、相談援助の内容を記録すること。  
(直接の面会や自宅への訪問等を要しない)
- ④ 1月につき4回を限度として算定する。(H30年度より、重症心身障害児を支援する事業所において、定員充足率が80%未満の場合は、重症心身障害児に限り8回を限度)  
(厚労省告示第523号別表第6-7 他)

(5) 福祉・介護職員処遇改善加算に関する指摘

- 福祉・介護職員処遇改善計画書について、全ての福祉・介護職員に周知していない。
- 福祉・介護職員の資質向上に関する計画を策定していない。研修を実施していない。
- 実施した処遇改善の内容及び費用を全ての福祉・介護職員に周知していない。  
※地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は対象外

(H18厚労省告示第543号)

(6) 送迎加算に関する指摘

- 自宅以外の場所に送迎する場合に、事前に特定の場所を定めていない。
- 送迎を行った記録（運転手、送迎場所）を残していない。

(H18厚労省告示第543号)

(7) 給付費算定に係る体制等に関する指摘

- 届出ている加算の算定基準を満たしていないにもかかわらず、体制等届出書を提出していない。

(留意事項通知 障発0330第4)

1 提出書類について（体制等届出書様式）

従業員体制及び加算算定に変更がある場合、別紙書類（ホームページ上に様式があります）を添付してください。

多機能型事業所につきましては、事業所番号ごとにまとめて提出してください。生活介護につきましては、単位ごとで従業員配置が異なる場合に限り、単位ごとに様式6-2（ホームページ上に様式があります）を作成してください。共同生活援助につきましては、共同生活住居ごとに様式6-2を作成してください。

2 算定開始時期

(1) 算定される単位数が増える場合

●毎月15日以前の提出 ⇒ 翌月から適用

●毎月16日以降の提出 ⇒ 翌々月から適用

※【例外】処遇改善(特別)加算については、「毎月末までの提出⇒翌々月から適用」となります。

(2) 算定される単位数が減る場合

加算等が算定されなくなった事実が発生した日から適用

(8) 虐待等の禁止に関する指摘

- 運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めていない
  - 虐待（疑）事案を事故報告書で報告していない
- 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めなければならない。
- ・ **虐待の防止のための措置に関する事項**
- ※ 具体的には以下などを指すもの。
- ・ 虐待防止に関する責任者の設置
  - ・ 成年後見制度の利用支援
  - ・ 苦情解決体制の整備
  - ・ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）

（市条例第38条 他）

(9) 非常災害対策に関する指摘

□過去(実地指導のない年度)の避難訓練の実施の記録が確認できない。

□非常災害時の対応マニュアルなどが整備されていない。

○ 事業者は、**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**を設けるとともに、**非常災害に関する具体的な計画**を立て、**非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備**し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

○ 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。  
(市条例第71条 他)

防災に関する自己点検表

札幌市 障害 自己点検表	検索
--------------	----

「**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**」とは…  
消防法その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

「**非常災害に関する具体的な計画**」とは…  
消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。  
※消防法第8条の規定に基づき定められる者が策定し実施。

「**関係機関への通報及び連絡体制を整備**」とは…  
火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求める。

(10) 施設外就労加算に関する指摘

- 施設外就労を含めた個別支援計画を事前に作成していない。
- 施設外就労により就労している利用者の訓練目標に対する達成度の評価を行っていない。

(就労継続支援A型・B型)

(厚労省告示第523号別表第13-11、別表第14-12)

留意事項（H19.4.2障障発第0402001号）】

- ① 施設外就労先及び事務所の双方が人員基準を満たしていること。
- ② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置づけられていること。
- ③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成されていること。
- ④ 緊急時の対応ができること。
- ⑤ 施設外就労の作業内容について、発注元の事業所と契約していること。
- ⑥ 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、施設外就労先又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。  
など

※ 施設外就労加算の算定対象となる利用者の数の合計が、利用定員の100分の70以下の基準は廃止



## (1)新設サービス

### ① 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して通常の事業所に雇用された利用者の就労継続を図るため、企業等との連絡調整、利用者との相談等の支援を行う。

### ② 自立生活援助

障害者支援施設や共同生活援助を利用後一人暮らしに移行した利用者等に情報提供、助言、連絡調整等を行う。

### ③ 共生型サービス

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受ける場合の特例を設定。

## (2) 報酬等に関する見直し

### ① 複数の障害福祉サービス共通

○福祉専門職員配置等加算（見直し）（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）

- ・常勤従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の割合が25%もしくは35%以上の場合加算

○送迎加算（見直し）（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）

- ・同一敷地内の送迎は加算を30%減額。

○身体拘束廃止未実施減算（新設）

- ・やむを得ず身体拘束を行う際、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録が行われていない場合、利用者全員について、1日5単位減算。

○社会生活支援特別加算（新設）（訓練系、就労系サービス）

- ・医療観察法対象者や刑務所出所者等に対し、精神保健福祉士等を配置又は精神保健福祉士等が訪問して支援する場合、1日480単位加算

(2) 報酬等に関する見直し

② 居宅介護

○同一敷地内建物等の減算（新設）

- ・事業所と同一又は隣接の敷地内の建物に居住する利用者へサービス提供する場合、10%減算。  
（当該建物に居住する利用者が1月50人以上の場合、15%減算）
- ・1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する場合、10%減算。

○初任者研修修了者減算（新設）

- ・初任者研修修了者がサ責として計画を作成し、サービス提供した場合、10%減算。

③ 重度訪問介護

○入院中の支援の基本報酬（新設）

- ・区分6の入院中の利用者にコミュニケーション支援等を提供した場合、基本報酬算定（90日を超える場合は20%減算）。

○2人のヘルパーによる支援（見直し）

- ・区分6の利用者に対し、新任ヘルパーに熟練ヘルパーが同行して支援した場合の報酬を追加（85%を算定）。

(2) 報酬等に関する見直し

④ 同行援護

○盲ろう者への支援加算（新設）

- ・盲ろう者に対し、盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合、25%加算。

○重度障害者への支援加算（新設）

- ・区分3の者を支援した場合、20%加算。
- ・区分4以上の者を支援した場合、40%加算

⑤ 行動援護

○支援計画シート等未作成減算（見直し）

- ・「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」が作成されていない場合に5%減算（経過措置終了）。

(2) 報酬等に関する見直し

⑥ 生活介護

○常勤看護職員等配置加算（見直し）

- ・看護職員を常勤換算で2人以上配置し、厚生労働大臣が定めるもの（レスピレーター管理等）に対しサービス提供した場合の加算を設定。

○短時間利用減算（新設）

- ・利用時間が5時間未満の利用者の割合が50%以上の場合、30%減算。

○重度障害者支援加算（新設）（障害者支援施設による生活介護は除く）

- ・強度行動障害支援者養成研修修了者を配置した場合、1日7単位加算。
- ・上記の者が支援計画シートを作成し、個別支援を行った場合、1日180単位加算。

○送迎加算（見直し）

- ・区分5又は6の者等が利用者の60%以上の場合、1回28単位加算。

⑦ 短期入所

○福祉型強化短期入所サービス費の創設

- ・医療的ケアが必要な障害児者の受け入れを支援するために創設。

○大規模減算（新設）

- ・単独型で20床以上の場合、10%減算。

(2) 報酬等に関する見直し

⑧ 共同生活援助

○日中サービス支援型の創設

- ・ 障害者の重度化・高齢化への対応。
- ・ 重度障害者に対して常時の支援体制を確保する。

○看護職員配置加算（新設）

- ・ 看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合、1日70単位加算。

○精神障害者地域移行特別加算（新設）

- ・ 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士等が行った場合、1日300単位加算。

○強度行動障害者地域移行特別加算（新設）

- ・ 障害児者支援施設に1年以上入院していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が行った場合、1日300単位加算。

(2) 報酬等に関する見直し

⑨ 自立訓練

○対象者の見直し

- ・ 障害種別による利用できるサービスの制限を撤廃。

○個別計画訓練支援加算（新設）

- ・ 社会福祉士や精神保健福祉士等が作成した個別訓練計画に基づく訓練を実施し、能力の向上・向上の評価、計画の毎月の見直しを行った場合、1日19単位加算。

○就労移行支援体制加算（新設）

- ・ 訓練を受けた後に就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じて1日7～57単位加算。

(2) 報酬等に関する見直し

⑩ 就労系サービス共通

○利益供与等の禁止の強化

- ・ 障害福祉サービスはサービスの内容や質に基づき、利用者が自発的に判断すべきであることから、金品授受による利用者誘引行為や就労斡旋行為を禁止。

⑪ 就労移行支援

○基本報酬の変更

- ・ 就職後、6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬に変更。

○年齢制限の緩和

- ・ 65歳になる前の5年間支給決定を受けていた利用者は、65歳以後も引き続き利用可能。（就労継続支援A型も同様）

○福祉専門職員配置等加算（見直し）

- ・ 福祉専門職に、作業療法士、公認心理師を追加。

○通勤訓練加算（新設）

- ・ 外部の専門職員が、白杖による通勤訓練を行った場合、1日800単位加算。



(2) 報酬等に関する見直し

⑫ 就労継続支援A型

○基本報酬の変更

- ・利用者1日当たりの平均労働時間に応じた基本報酬に変更。

○賃金向上達成指導員配置加算（新設）

- ・賃金向上計画を作成し、利用者のキャリアアップの仕組みを導入の上、賃金向上達成指導員を常勤換算で1名以上配置した場合、利用定員に応じて加算。

○施設外就労加算の要件緩和（A、B共通）

- ・月2回の達成度評価を、施設外就労先でも行うことが可能。
- ・施設外就労の総数について、定員の70%以下にする要件を廃止。

⑬ 就労継続支援B型

○基本報酬の変更

- ・利用者の平均工賃月額に応じた基本報酬に変更。

## (2) 報酬等に関する見直し

### ⑭ 計画相談支援

#### ○モニタリング実施標準期間の見直し

- 平成30年度から開始された新サービスである「就労定着支援」、「自立生活援助」、「日中サービス支援型共同生活援助」を利用する者は、モニタリング期間は3ヶ月です。
- 従前からのサービスにおいては「居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助」を利用する者は、6月間を3月間に短縮されますので、準備を進めてください。（平成31年4月から）

#### ○質の高い支援や専門性の高い体制を評価する加算の新設

- 初回加算、入院時情報連携加算、退院退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算、医療保育教育機関等連携加算、等を新設。

#### (1) 事故報告

入所者または利用者に対するサービス提供中の事故等が発生した場合、札幌市障がい福祉課へ必要な報告等をしてください。

- ① 重大な事故等【直ちに電話等で報告し、7日以内に報告書を提出】
  - ア 入所者等の死亡事故
  - イ 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）
  - ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）
  - エ 入所者等の不法行為
  - オ 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したものの）
  - カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）
  - キ その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）
  
- ② 上記（1）以外の事故【事故発生後（又は事故発覚後）30日以内に報告書を提出すること】
  - ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したものの
  - イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
  - ウ 無断外出・外泊（見つかった場合）
  - エ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

札幌市 障がい 事故報告

検索

(2) 通報・苦情、虐待の受理件数

年度	苦情件数	虐待
平成25年度	145件	28件
平成26年度	198件	21件
平成27年度	257件	35件
平成28年度	358件	40件
平成29年度	287件	46件

(3) 通報・苦情の主な内容

- 療育に関すること
- 指導員の対応に関すること
- 事業所の人員配置に関すること
- 個別支援計画に関すること
- 実績記録票の取扱いに関すること

内容によっては実地指導や監査を実施します。  
突然、訪問することもあります。

## (4) 監査

指定障害福祉事業者等のサービス等の内容について、法に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は給付費の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

## ○ 監査の実施件数と行政処分（障害児福祉サービス事業を含む）

実施年度	監査実施件数 (単位：事業所)	行政処分	
		取 消	効力停止
平成25年度	2	1	0
平成26年度	22	1	1
平成27年度	12	0	0
平成28年度	8	4	0
平成29年度	4	1	1

#### (5) 主な監査の理由

- 水増し、架空請求の疑いがあった
- 指定申請時の提出書類に詐称の疑いがあった
- 人員配置基準を満たさずに給付費を請求していた疑いがあった
- 従業者の利用者に対する虐待行為の疑いがあった

#### (6) 行政処分の理由

〔事例〕

- 祝祭日等に事業所を開所していないにもかかわらず、虚偽の実績記録表を作成し、サービスを提供したとして、給付費を請求した。→指定取消
- 利用者の送迎加算について、実際に提供した送迎回数よりも多く、給付費を請求した。→新規利用者の受入停止3ヶ月

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
<p style="text-align: center;"><b>障害福祉サービス 移動支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス</li> <li>  居室介護</li> <li>  重度訪問介護</li> <li>  同行援護</li> <li>  行動援護</li> <li>  療養介護</li> <li>  生活介護</li> <li>  短期入所</li> <li>  重度障害者等包括支援</li> <li>  施設入所支援</li> <li>  自立訓練</li> <li>  就労移行支援</li> <li>  就労継続支援</li> <li>  就労定着支援</li> <li>  自立生活援助</li> <li>  共同生活援助</li> </ul>	法律	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号)</p> <p>○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)</p> <p>○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)</p>
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)
	報酬告示 札幌市告示	<p>○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)</p> <p>○札幌市移動支援事業実施要綱第9条の規定に基づく費用の額の算定に関する基準(平成26年札幌市告示第859-8号)</p>
	留意事項 通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
	条 例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年10月3日札幌市条例第43号)
	要 綱	○札幌市移動支援事業事業者登録要綱(平成18年9月26日保健福祉局理事決裁)
	ガイドライン	○札幌市移動支援事業 移動支援ガイドライン(平成28年8月札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課)

## 4 関係法令集

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害者支援施設	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号) ○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)
	報酬告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
	条例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年10月3日札幌市条例第43号)



## 4 関係法令集

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
<p style="text-align: center;"><b>地域相談支援 計画相談支援 障害児相談支援</b></p> <p>・ 地域相談支援 地域移行支援 地域定着支援</p>	法律	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号)</p> <p>○利用者福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)</p> <p>○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)</p> <p>○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)</p>
	基準省令	<p>○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)</p> <p>○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)</p>
	解釈通知	<p>○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第21号)</p> <p>○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第23号)</p>
	報酬告示	<p>○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第124号)</p> <p>○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)</p>
	留意事項通知	<p>○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)</p>